

# クローズアップ輸送業界

## 第32回 改正物流効率化法により、 4月から始まる特定荷主への 規制強化とその影響



小山 雅敬 (こやま まさのり)

大阪大学卒、都市銀行、シンクタンク、損害保険会社勤務後、株式会社コヤマ経営設立。運送業コンサルタント30年以上、指導企業数3千社超、講演・執筆多数。著書に『運送業経営相談室(日本法令)』『実例に基づくトラック運送業の賃金制度改革(日本法令)』、資格 中小企業診断士、日本物流学会正会員など

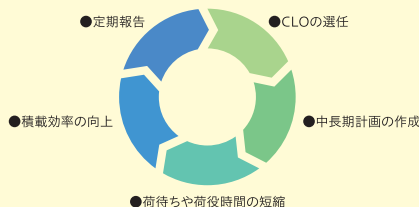
### 特定荷主は要注意! CLO選任と中長期計画が義務化に

改正物流効率化法(2024年5月15日公布)による特定事業者への罰則付き規制強化が、26年4月1日から施行されます。この特定事業者とは、一定規模以上の「荷主企業」や「フランチャイズ本部」「運送事業者」「倉庫業」などが該当します。中でも特定荷主には、物流統括管理者(CLO)の選任および荷待ち・荷役時間の短縮、積載効率の向上などの取り組みに関する中長期計画の作成・提出、毎年の定期報告などが義務付けられます。

#### 「特定荷主」(年間取扱貨物9万トン以上の荷主企業)に課せられる義務と罰則

##### 【義務】

- 物流統括管理者(CLO)の選任と届出
- 中長期計画の作成と提出(変化が無ければ5年ごとに提出)
- 荷待ちや荷役時間の短縮計画の作成と報告
- 積載効率(=積載率×実車率)の向上
- 進捗状況の定期報告(毎年)



##### 【義務に違反した場合の罰則】

選任・届出義務違反、虚偽報告などには「最大50万円以下」、改善が見られず是正命令に従わない場合は「100万円以下」の罰金

#### 「荷主企業」に求められる対応

特定第一種荷主(主に発荷主)と特定第二種荷主(主に着荷主)のいずれにも同様に適用されるため、一定規模以上の貨物を受け取る着荷主も対象になることに特に注意が必要です。取扱貨物重量や荷待ち・荷役時間など現場情報の把握が必要であり、作業時間の短縮や物流効率化の計画作成および確実な実行が求められます。

#### 「トラック運送事業者」に与える影響

ドライバーの労働時間短縮や積載効率の向上など、従来は運送事業者側のみの課題であった事項が今後は荷主企業にも厳しく責任を問う体制に移行します。トラック運送事業者には労働環境や取引条件の改善が進む利点がある一方で、取引運送会社の選択基準は今後、コンプライアンス重視に急速に変化する見込みです。

トラック運送事業者はさらなる法令遵守に努め、積載効率向上とドライバーの処遇改善に取り組む必要があるでしょう。